

【フランス】電子書籍の価格規制に関する法律

海外立法情報課・服部 有希

* 2011年5月26日、電子書籍の価格規制を目的とする法律が制定された。電子書籍の価格は、これまで規制がなかったが、この法律により、出版社が決定することになり、小売業者には、この価格を遵守する義務が課せられる。

立法の背景

フランスでは、2008年頃から、電子書籍の普及に対応するための法整備が検討されてきた。その中心課題に、電子書籍の価格規制があった。これまで、印刷物の書籍の価格において、価格決定権を出版社に付与する方法が長年にわたり実施されてきた。しかし、こうした規制は、電子書籍には適用されていなかった。そこで、今回の法律は、同様の規制を電子書籍の価格についても実施するものである。

こうした規制方法の根底には、出版物の創作に携わらない企業による価格支配への強い警戒感がある。例えば、異業種の企業が、電子書籍を他のサービス（広告等）で利益をあげるための誘引として不当な安価で販売することで、著作者への報酬及び書籍の文化的価値が軽視され、作品の質が低下するという事態が懸念されている。こうした例は、価格規制のないフランスの音楽市場で実際に起こっている。音楽市場では、創作に携わらない国際企業による寡占が進行し、価格が管理されることで、著作者への報酬は減少し、音楽分野の文化的多様性が失われたと言われている。

こうした事態への反省に立ち、電子書籍市場における出版社と著作者の利益の保護を目的として、電子書籍の価格に関する2011年5月26日の法律第2011-590号(注1)が制定された。

適用対象となる電子書籍

この法律は、まず、適用対象となる電子書籍を定義している（第1条）。対象は、デジタル形態と同時に、デジタル版に特有の付加的な要素を除き、同様の内容及び構成を用いて、現に印刷物として出版され又はその見込みのある電子書籍である。

デジタル版に特有の付加的な要素とは、その内容の根幹に関わらない副次的な部分である。具体的には、デクレ（政令）(注2)で定められており、植字及び組版のバリエーション、付属の検索エンジンのような図説や本文への到達手段、スクロール又はページ送りの方式、異なる主題に関する文章又はデータ（特に、書籍の補足として理解を助ける一定量の音声、音楽、動画、静止画）がこれにあたる。

出版社による価格決定と小売業者の義務

出版社は、前述の定義にあてはまる電子書籍の価格を決定し、一般に通知しなけれ

ばならない（第2条）。価格決定権を有する出版社は、国内に本拠を置き、国内において販売目的で電子書籍を出版する者と定義されている。なお、この価格は、電子書籍の提供内容、入手方法又は利用方法に応じて異なってもかまわない。例えば、複数の電子書籍を一括して提供する場合は、単独で販売する場合と価格が異なっても構わない。また、個人のハードディスクへの保存を認める場合と、オンライン上での閲覧に制限する場合で価格を変えたり、私的利用のための元ファイルからの複製可能回数等に応じて価格を異にするといったことができる。なお、例外として、データベースへのアクセス権のようなライセンス販売の電子書籍であって、研究施設や大学図書館等の教育施設での集団利用目的に限定して販売されるものには、出版社の定める価格は適用されない。

出版社が定める価格を維持する義務を課せられる者は、国内の顧客に電子書籍を販売する者（小売業者）である（第3条）。つまり、海外の小売業者も、国内向けに電子書籍を販売する限り、出版社が定める価格に従うことになる。また、割引販売は、価格を定めた出版社が、販売価格の規制を受ける小売業者すべてに対して、同時に同じ条件で提示する場合にしか認められない（第4条）。

出版社と小売業者の関係

電子書籍に限らず、出版社は、小売業者に対して、決定価格に応じた手数料を支払う必要がある。今回の法律により、出版社は、電子書籍に関する小売業者への手数料の決定の際に、小売業者のサービスの質を考慮しなければならないとされた（第5条）。これは、価格規制によって小売業者の取引の自由が制限されることを考慮した規定である。なお、ここでサービスの質とは、小売業者が電子書籍の販売促進及び普及に貢献している程度のことであり、単に販売数量を考慮するわけではない。

その他の規定

著作者の保護を目的とする規定として、出版社は、著作者に対して、出版契約により、電子書籍の販売から生じる正当で公平な報酬を保障しなければならないとされた（第6条）。また、この法律の規定に違反した者には、罰金刑が科せられる（第7条）。

この法律の適用の効果については、上院議員及び下院議員各2名で構成される調査委員会により調査が実施される（第8条）。政府は、調査委員会への諮問を経て、この法律の適用に関する年次報告書を毎年議会に提出する。報告書の内容は、電子書籍に対する固定価格の適用が読者に利益をもたらしているかといった点や、文化的多様性の確保により著作者に正当な報酬をもたらしているかといった点に関するものである。

注

(1) Loi n° 2011-590 du 26 mai 2011 relative au prix du livre numérique

(2) Décret n° 2011-1499 du 10 novembre 2011 pris en application de la loi n° 2011-590 du 26 mai 2011 relative au prix du livre numérique